



三重県公報

令和元年7月26日 (金)

第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
185	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
186	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
187	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
188	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	3
189	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
190	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	4
191	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
192	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
193	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	5
194	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
195	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
196	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
197	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
198	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(同)	7
199	同件	(河 川 課)	7
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	8
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	9
	土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	9
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	9
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁 業 環 境 課)	10
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	13
	同件	(同)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	13
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	14
正 誤			

令和元年5月10日付け三重県公報第2号
令和元年6月14日付け三重県公報第12号

(長 寿 介 護 課) 14
(同) 14

告 示

三重県告示第 185 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
丸岡医院	津市片田志袋町 483	令和元年 6 月 1 日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	平成 31 年 3 月 1 日
小林薬局くわな駅西店	桑名市東方 155-1 シャトレ桑名 1F	令和元年 5 月 1 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	令和元年 6 月 1 日
ウエルシア薬局東員町山田店	員弁郡東員町大字山田 2898 番地 1	令和元年 7 月 1 日
うるだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和元年 6 月 1 日
ナーシングホームもも鳥取	員弁郡東員町鳥取 917 番地 2	令和元年 6 月 1 日

三重県告示第 186 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
萩原内科胃腸科	鈴鹿市神戸 1-11-2	萩原クリニック	平成 30 年 11 月 1 日
萩原クリニック	鈴鹿市神戸 1-11-2	すずかこころのクリニック 萩原内科	平成 31 年 4 月 3 日

三重県告示第 187 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
谷本耳鼻咽喉科医院	伊賀市上野恵美須町 1570 の 1	令和元年 5 月 31 日
丸岡医院	津市片田志袋町 483	令和元年 5 月 31 日
株式会社小林薬局 桑栄メイト支店	桑名市桑栄町 2 桑栄ビル	平成 31 年 4 月 30 日
うるだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和元年 5 月 31 日

三重県告示第 188 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デイサービスセンター 名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	社会福祉法人 東海宏和福祉会	名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	平成 31 年 4 月 1 日	通所介護

西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375	医療法人社団虎の門会	志摩市磯部町迫間 375	令和元年 7月1日	訪問リハビリテーション
西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375	医療法人社団虎の門会	志摩市磯部町迫間 375	令和元年 7月1日	介護予防訪問リハビリテーション
大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	医療法人 大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	令和元年 6月1日	居宅療養管理指導
大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	医療法人 大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	令和元年 6月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 189 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
きよたく介護支援センター季煌	特定非営利活動法人 感謝の丸	居宅介護支援	所在地	松阪市若葉町 475-1	松阪市中央町 603-1 サザンハイムアパートⅡ 1-6 号	平成 31 年 2 月 28 日

三重県告示第 190 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
丸岡医院	津市片田志袋町 483	令和元年 6 月 1 日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	平成 31 年 3 月 1 日
小林薬局くわな駅西店	桑名市東方 155-1 シャトレ桑名 1F	令和元年 5 月 1 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	令和元年 6 月 1 日
ウエルシア薬局東員町山田店	員弁郡東員町大字山田 2898 番地 1	令和元年 7 月 1 日
うるだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和元年 6 月 1 日
ナーシングホームもも鳥取	員弁郡東員町鳥取 917 番地 2	令和元年 6 月 1 日

三重県告示第 191 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
萩原内科胃腸科	鈴鹿市神戸 1-11-2	萩原クリニック	平成 30 年 11 月 1 日
萩原クリニック	鈴鹿市神戸 1-11-2	すずかこころのクリニック 萩原内科	平成 31 年 4 月 3 日

三重県告示第 192 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
谷本耳鼻咽喉科医院	伊賀市上野恵美須町 1570 の 1	令和元年5月31日
丸岡医院	津市片田志袋町 483	令和元年5月31日
株式会社小林薬局 桑栄メイト支店	桑名市桑栄町 2 桑栄ビル	平成31年4月30日
うらだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和元年5月31日

三重県告示第 193 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
デイサービスセンター 名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	社会福祉法人 東海宏和福祉会	名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	平成 31 年 4 月 1 日	通所介護
西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375	医療法人社団虎の門会	志摩市磯部町迫間 375	令和元年 7 月 1 日	訪問リハビリテーション
西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375	医療法人社団虎の門会	志摩市磯部町迫間 375	令和元年 7 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	医療法人 大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	令和元年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	医療法人 大瀬歯科医院	多気郡大台町上三瀬 714 番地 2	令和元年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 194 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
きょたく介護支援センター季煌	特定非営利活動法人 感謝の丸	居宅介護支援	所在地	松阪市若葉町 475-1	松阪市中央町 603-1 サザンハイムアパート II 1-6 号	平成 31 年 2 月 28 日

三重県告示第 195 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 解除予定保安林の所在場所

鳥羽市相差町字大坂 2120 の 266、2120 の 267、2120 の 272、2120 の 279

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 196 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字千草字西江野 8475 番 37 地先 から 三重郡菰野町大字千草字西江野 7045 番 139 地先 まで	旧	19.0～32.7	130.0
	新	13.9～41.7	130.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市稲葉町字稲初垣内 861 番地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 900 番 1 地先 まで	旧	9.3～24.6	56.4
	新	9.3～16.2	56.4

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八知下多気一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字須氏 7747 番地先 から 津市一志町波瀬字須氏 7740 番地先 まで	旧	4.6～12.8	91.3
	新	8.8～14.2	91.3

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市大平尾町字名残前 368 番 1 地先 から 松阪市大平尾町字名残前 365 番 1 地先 まで	旧	4.7～44.2	51.1
	新	28.4～71.4	51.1

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鶴殿字六反田 783 番 1 地先 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山 738 番 6 地先 まで	旧	9.5～11.9	145.0
	新	9.5～14.1	145.0

第 6

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 紀宝川瀬線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山 735 番 4 地先 から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字幸田 991 番 18 地先 まで	新	12.1~35.5	240.0

三重県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4166 番 1 地先 から 四日市市水沢町字青木川 4069 番 2 地先 まで	令和元年 7 月 26 日
県道 一志美杉線	津市一志町波瀬字須氏 7747 番地先 から 津市一志町波瀬字須氏 7748 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 26 日
県道 八知下多気一志線	津市一志町波瀬字須氏 7747 番地先 から 津市一志町波瀬字須氏 7740 番地先 まで	令和元年 7 月 26 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市久居新町 930 番 82 地先 から 津市久居新町 930 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 26 日

三重県告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、道路と堤防の兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、第 20 条第 6 項の規定に基づき公示します。

なお、関係図書は、三重県県土整備部道路管理課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び名称

県道 六軒鎌田線

2 河川の名称及び河川管理施設の名称又は種類

二級河川阪内川左岸堤防

3 兼用工作物の位置

松阪市久保田町字南沖 73 番 1 地先から同市荒木町字川向 19 番 4 地先まで

4 管理の内容

兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

5 管理の期間

令和元年 7 月 1 日から当該施設の存続する日まで

三重県告示第 199 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、二級河川阪内川左岸堤防と一般県道六軒鎌田線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部河川課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川の名称

二級河川阪内川水系阪内川

2 河川管理施設の名称又は種類

二級河川阪内川左岸堤防

- 3 河川管理施設の位置
松阪市久保田町字南沖 73 番 1 地先から同市荒木町字川向 19 番 4 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 三重県知事 鈴木 英敬
津市広明町 13 番地
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
令和元年 7 月 1 日から道路の存続する日まで

公 告

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 20 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和元年 7 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社サクシードインベストメント 代表取締役 瀬古 恭裕
三重県鈴鹿市高岡町 654 番地の 1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
津市波瀬太陽光発電所造成事業（宅地その他の用地の造成事業）
事業実施区域の面積 107.28 h a
- 3 対象事業実施区域
津市一志町地内
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
令和元年 8 月 27 日（火）午後 7 時から（開場 午後 6 時 30 分）
津市一志農村環境改善センター 2 階大会議室（津市一志町田尻 605 番地 2）
- 5 意見を聴こうとする事項
津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申出期限
令和元年 8 月 13 日（火）（午後 5 時必着）
- 7 その他
意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。
申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない

理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
片岡 節男	いなべ市	いなべ市藤原町本郷字野田 1258-1 ほか 5 筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市	鈴鹿市肥田町上ノ坪 211 ほか 4 筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市	鈴鹿市北若松町池端 1963
有限会社 ドリームファームスズカ	鈴鹿市	鈴鹿市土師町深田 1151 ほか 1 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市東黒部町字苅ハメ 875 ほか 4 筆
西岡 孝明	伊勢市	伊勢市粟野町北浦 355
株式会社 小林農産	多気郡明和町	伊勢市粟野町菱池 1395 ほか 17 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市	名張市赤目町相楽 880 ほか 25 筆
上西 啓資	熊野市	熊野市金山町恩如地 2818-1 ほか 1 筆
武田 修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町志原コマヅメ 2552

2 農用地利用配分計画の認可日

令和元年 7 月 26 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、徳田町土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

令和元年 7 月 29 日から同年 8 月 26 日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、一志南部用水土地改良区から申請のありました土地改良事業（一志南部用水土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年7月29日から同年8月26日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、また、水産加工業の生産も盛んであることから、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このことから水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 本県水域は、点在する天然礁、複雑なりアス式海岸等漁場の立地条件に恵まれ、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。
しかしながら、海洋生物資源は、漁業の操業や海況の変化等により変動することから、資源水準の低下や減少は、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
 - (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。
さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
 - (4) 必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じる等漁獲可能量制度を適切に運用するため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。
 - (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、対象となる海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため県水産研究所を中心として、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 - (6) 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、従来から資源管理型漁業を実践している魚種については引き続き資源管理を推進していくこととする。
 - (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理・収入安定対策の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
 - (8) 本県のくろまぐろの保存管理措置を規定する基本計画は別に定める。

- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から令和元年6月まで	若干
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	90,500トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から令和元年6月まで	53,500トン
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干

くろまぐろ	平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで	(注)
-------	----------------------------	-----

(注) くろまぐろについては、別に定める。

第 1 種特定海洋生物資源の令和元年（平成 31 年）の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで	若干
まいわし	平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで	126,000 トン
まさば及びごまさば	令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで	37,000 トン
するめいか	平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで	若干
くろまぐろ	平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで	(注)

(注) くろまぐろについては、別に定める。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 30 年	令和元年（平成 31 年）
さんま	敷網漁業	若干	若干
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000 トン	72,000 トン
	船びき網漁業	37,500 トン	51,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	51,000 トン	35,000 トン
	定置漁業	若干	若干

(注) くろまぐろについては、別に定める。

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【さんま】

敷網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 30 年三重県規則第 65 号）により採捕数量を管理し、定められた数量を超えないよう指導するものとする。

【まあじ】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

船びき網漁業については、当年の漁獲実績が配分量を超えないように努める。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

敷網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを捕ることを目的とする漁業にあつては、現在自由漁業となっているが、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。

【くろまぐる】

別に定める。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	令和元年 11 月 1 日から 同月 30 日まで	2,031

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	令和元年 11 月 1 日から 同月 30 日まで	2,031

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【とらふぐ】

伊勢湾及び三河湾のとらふぐを含む小型機船底びき網漁業漁獲対象資源の資源回復を図るために、「三重県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年7月11日から同年8月29日まで
- 3 作業地域
北牟婁郡紀北町長島

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年5月15日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
津市芸濃町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年6月7日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域
津市久居明神町及び同市戸木町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年7月26日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 7月12日	伊賀市阿保字澤代 270-1 ほか1筆	奈良県橿原市中曾司町 160-1 濱田 修
令和元年 7月12日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 483-1	鈴鹿市阿古曾町 31-5 株式会社伊勢土木 代表取締役 田上 顕也
令和元年 7月17日	多気郡明和町大字金剛坂字宇田 826 の一部ほか6筆 ほか	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 稲葉 米 松阪市下村町 862-6 株式会社ボックス 代表取締役 久保 記子
令和元年 7月18日	員弁郡東員町大字大木字西屋敷 462-3 ほか1筆	いなべ市大安町平塚 1007-2 渡邊 崇 渡邊 美穂
令和元年 7月18日	桑名郡木曾岬町大字新加路戸 271-3 ほか1筆	愛知県あま市木田白見懸 57-1 BOULEVARD101号 大橋 尋子
令和元年 7月18日	亀山市布気町字道野 552 ほか3筆	亀山市布気町 550-4 株式会社日商 代表取締役 笠井 紀彦
令和元年 7月18日	三重郡菰野町大字神森字神森 881-2	四日市市小古曾 5丁目 30-18 アミカブル 105 川口 博史 川口 知美

令和元年 7月18日	三重郡菰野町大字神森字神森 881-1	四日市市高見台 2 丁目 1 デンソー高見台社 宅 214 加藤賢二
---------------	---------------------	------------------------------------------

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年7月26日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 教職員人事管理システム再構築技術支援業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教職員課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和元年7月2日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 事務所長 河嶋 聡史 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 25,140,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
契約金額 25,140,000円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和元年5月17日 |

正 誤

令和元年5月10日付け三重県公報第2号に登載しました、介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示中

ページ	行	誤	正
7	上から2	第115条第2項	第115条の5第2項

令和元年6月14日付け三重県公報第12号に登載しました、介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示中

ページ	行	誤	正
2	上から17	第115条第2項	第115条の5第2項

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
